

福知山市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和3年3月19日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 足 立 伸 一

監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和元年度及び令和2年度

3 監査の実施期間

(1) 書類監査

令和3年1月22日から令和3年2月18日まで

(2) 実地監査

令和3年2月18日

4 監査の対象団体等

公の施設の指定管理者のうち、次の指定管理者及び指定管理施設を抽出し、監査の対象とした。

(1) 指定管理者

株式会社丹波悠遊の森協会

(2) 所管課

産業政策部農政課

(3) 対象指定管理施設

福知山市大呂自然休養村センター

(4) 施設所在地

ア 福知山市大呂298番地の5（宿泊管理棟）

イ 福知山市大呂314番地（グラウンドゴルフ場）

ウ 福知山市大呂1173番地（キャンプ場）

(5) 指定管理者の選定理由

公募の結果、上記指定管理者は、立地条件が類似した他市の指定管理施設を運営し十分な実績を備えた団体であり、そのノウハウを活用して利用者の増加を期待できると判断され、指定管理者として選定された。

(6) 指定管理料

令和元年度	14,100,000円
令和2年度	9,000,000円

(7) 指定管理期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

5 監査の方法

監査は、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、提出された証拠諸帳票を抽出により検査するとともに、所管課には聴取を行い、また、指定管理者にあっては管理施設に赴き状況を確認するとともに聴取を行い、監査を実施した。

6 監査の結果

事務及び管理・運営については、所定の手続きにより概ね適正に行われているものと認めた。

しかしながら、下記のとおり改善を要する事項も見受けられた。

なお、当該事項について措置を講じられたときは地方自治法第199条第14項の規定によりその旨を通知されたい。

(1) 指定管理者に係る事項

ア 基本協定書において、指定管理業務固有の金融機関口座を開設し、業務実施に係る支出及び収入を適切に管理することが規定されているが、入金された指定管理料の一部が別の口座へ振替処理されていた。自社の業務と指定管理業務をより明瞭に管理できるように努められたい。

イ 条例で規定されている、利用料金の掲示がなされていなかった。条例に則した事務をされたい。

ウ 仕様書において、商品・材料等の調達、修繕並びに第三者委託等を行うときは、福知山市内に主たる事業所等を有するものを優先して調達先、受託者として選定するよう努めることと定められており、今後より一層の連携を進められたい。

(2) 所管課に係る事項

施行規則において、指定管理者の運営実態にそぐわないものが見受けられた。インターネットによる予約方法の普及等により、変化していく指定管理施設の状況を把握し、必要に応じて施行規則の改正を適宜行われたい。